

## 深谷市移住促進農地付き空き家改修補助金交付要綱

令和8年3月17日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家状態の解消による良好な住環境の確保及び荒廃農地の発生防止・解消を図るとともに、農ある暮らしを目的とした移住促進を図るため、市外から本市へ移住するために空き家の改修工事を行う者に対し、深谷市移住促進農地付き空き家改修補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、深谷市補助金等の交付に関する規則（平成18年1月1日規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存する居住及びその他の用に供されていない期間がおおむね1年以上の住宅用建物をいう。
- (2) 移住者 市外の市区町村から本市へ転入し、かつ本市に住民登録を行う者をいう。
- (3) 所有者等 空き家を所有する者及び空き家を賃借した移住者をいう。

(補助対象空き家)

第3条 この補助金の交付の対象となる空き家(以下「補助対象空き家」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 埼玉県北部地域における空き家の利活用等に関する協定を締結した不動産団体の会員が売買契約または賃貸借契約を仲介または代理する一戸建ての空き家（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる一戸建ての空き家であって、当該用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）であること。
- (2) 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

- ア 建築の着工日が昭和56年6月1日以降のものであること。
- イ 昭和56年5月31日以前に着工された建築物のうち、実績報告時に耐震性が確保されていることを証する書類が提出できるもの。
- (3) 補助対象空き家に居住する移住者が、改修後5年以上居住する意思があること。
- (4) 公共事業による移転、建替え等の補償対象となっていないこと。
- (5) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象空き家に対して補助対象工事を行う者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象空き家の所有者等であって、法人その他の団体でない者
- (2) 補助対象工事の実施及びその他この要綱に定める事項について、当該空き家所有者全員（当該空き家の存する土地所有者が異なる者である場合は、空き家所有者及びその土地所有者の全員）及び当該補助対象空き家に何らかの権利関係を持つ者全員の同意を得ることが出来る者
- (3) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の許可を得た農地または農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農地中間管理事業において借り受けた農地において耕作を行おうとする移住者
- (4) 暴力団員（深谷市暴力団排除条例（平成24年3月29日条例第2号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではない者
- (5) 深谷市における市税を滞納していない者

(補助対象工事)

第5条 補助対象工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第9条第2項に規定する交付決定通知書を受けた日以後に着工する工事であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に基づく建設業の許可を受けた法人又は個人ものが施工する工事であること。ただし、請負金額

が500万円未満の工事はこの限りではない。

(3) 暴力団(暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員でないものが施工する工事であること。

(補助対象費用)

第6条 補助の対象となる費用(以下「補助対象費用」という。)は、補助対象工事に要する費用とし、次に掲げる費用の合計額(消費税及び地方消費税の額を除く。)とする。

- (1) 台所、浴室、洗面所又は便所等の水周りに係る改修工事に要する経費
- (2) 床及び畳の張替並びにドア等の開閉部分に係る改修工事に要する経費
- (3) 給排水、電気又はガス設備の改修工事に要する経費
- (4) 屋根又は外壁等の外装の改修工事に要する経費
- (5) 壁紙の張替え等の内装の改修工事に要する経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、居住するために必要と市長が認める改修工事に要する経費

2 前項の規定にかかわらず、他の補助金を受ける工事部分に要する費用については、補助対象費用としないものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象費用に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、600,000円を上限に交付する。

2 前項の規定にかかわらず、本市において新規就農しようとする移住者は、補助対象費用に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、800,000円を上限に交付する。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、深谷市移住促進農地付き空き家改修補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、年度ごとに市長が別に定める期間内に市長に申請しなければならない。

(1) 深谷市移住促進農地付き空き家改修補助金工事実施計画書(様式第2

- 号)
- (2) 補助対象空き家に居住する世帯の住民票（申請日前3か月以内に発行されたもの。）
  - (3) 補助対象空き家の位置を表示した地図
  - (4) 着工前の現場写真（建物及び敷地の状況が分かるもの。）
  - (5) 補助対象空き家の建物及びその土地の登記事項証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの。）
  - (6) 深谷市移住促進農地付き空き家改修補助金対象物件確認書（様式第3号)
  - (7) 補助対象空き家の建物及びその土地の売買契約書又は賃貸借契約書その他これらに類する書類の写し
  - (8) 深谷市移住促進農地付き空き家改修補助金誓約書(様式第4号)
  - (9) 補助対象工事の見積書（改修費用等の積算根拠や積算内訳が明らかになるもので、改修工事を行う予定の事業者の押印があるものに限る。）の写し
  - (10) 施工箇所の分かる図面、写真等の書類
  - (11) 補助対象工事について建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定により建築主事の確認を受ける必要がある場合にあっては、確認済証の写し
  - (12) 農地の概要が分かる図面、写真等の書類
  - (13) 農地利用に関して農地法の許可等の書類
  - (14) 新規就農することを示す書類
  - (15) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定)

第9条 市長は、予算の範囲内において補助金の交付を決定する。

2 市長は、前条の規定により提出された申請書及び添付書類について審査し、補助金の交付の可否を決定し、深谷市移住促進農地付き空き家改修補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）を行うに当たり、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助金の交付を受けた日から5年間、特段の事情がない限り、補助金の交付を受けた対象空き家の除却又は改修工事箇所の増改築をしないこと。

(2) 補助金の交付を受けた日から5年以上、補助金の交付を受けた対象空き家を居住の用に供すること。

(補助対象工事の施工)

第10条 申請者は、当該交付決定の属する年度の2月末日までに当該工事を完了しなければならない。

(補助申請内容の変更等)

第11条 第8条第2項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象工事の内容を変更し、又は補助対象工事を中止しようとするときは、遅滞なく深谷市移住促進農地付き空き家改修補助金補助対象工事内容等変更（中止）承認申請書（様式第6号）に市長が別に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、これを承認したときは、深谷市移住促進農地付き空き家改修補助金補助対象工事内容等変更（中止）承認通知書（様式第7号）により交付決定者に通知しなければならない。

3 市長は、前項の規定による承認をするときは、必要に応じて交付決定の内容を変更することができる。

(状況報告等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者又は施工業者に対し、工事の進捗状況等について報告を求め、又は実地調査をすることができる。

(完了報告)

第13条 交付決定者は、補助対象工事が完了した日から起算して30日以内に、深谷市移住促進農地付き空き家改修補助金工事完了報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告をしなければならない。

(1) 補助対象工事の改修工事請負契約書の写し又はこれに代わるもの

(2) 補助対象工事の領収書の写し又はこれに代わるもの

(3) 補助対象工事に要した費用の内訳を示す書類

- (4) 補助対象工事完了後の現場写真
  - (5) 交付の申請後に転入した場合は、市内に転入した者の住民票の写し
  - (6) 耐震性が確保されていることを証する書類
  - (7) その他市長が必要と認める書類
- (補助金額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、当該報告の内容が適当であると認めた場合は、補助金の額を確定し、その内容を深谷市移住促進農地付き空き家改修補助金交付額確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに深谷市移住促進農地付き空き家改修補助金交付請求書（様式第10号）により、その補助金の交付を市長に請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付の請求を受けたときは、その請求に係る補助金を交付決定者に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、深谷市移住促進農地付き空き家改修補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により通知し、補助金交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) この要綱又は関係法令に違反したとき。
- (2) 第11条に規定する変更又は中止があったとき。
- (3) 交付決定に付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (5) 補助対象工事が第10条に規定する期間内に完了しないとき。
- (6) その他市長が補助金を交付することが不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期日を定めて、深谷市移住促進農地付き空き家改修補助金返還請求書（様式第12号）により、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(書類の保管)

第18条 交付決定者は、補助対象工事、交付決定通知書その他の補助金の交付に関する書類を当該補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

(疑義のある事項の決定)

第19条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱の内容で疑義が生じた事項については、市長がこれを決定する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

(要綱の見直し)

2 市長は、補助金支出の効果検証を行い、その結果に基づいて令和10年3月31日までに要綱の制定改廃その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和6年5月31日部長決裁)

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月17日市長決裁)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。